

新温泉町告示第68号

新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に住所を有する小学生に対して、町内全ての温泉施設で1回利用できる券（以下「利用券」という。）を交付することにより、温泉施設の利用促進を図るとともに、小学生に対して社会見学と温泉の大切さを知る機会を提供することを目的とする。

(利用対象児童)

第2条 利用券を利用できる対象者（以下「利用対象児童」という。）は、町内に住所を有する小学5年生とする。

(交付申請対象者)

第3条 利用券の交付を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 利用対象児童が通学する新温泉町立小学校の校長
- (2) 町外の小学校に通学する利用対象児童の保護者

(交付申請)

第4条 利用券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(利用券の交付)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、利用券の交付を行うものとし、申請者は、交付を受けた利用券を、当該利用対象児童に対して、速やかに配布するものとする。

2 前項の利用券の交付は、同一人につき1回限りとする。

3 申請者又は利用対象児童が、交付した利用券を紛失した場合は、利用券の再発行は行わないものとする。

(利用資格の喪失)

第6条 申請者を通じて利用券の交付を受けた利用対象児童が、次の各号の一に該当するときは、既に交付を受けた利用券の残数を、申請者を通じて町長に返還しなければならない。

- (1) 利用対象児童が町外に転出した場合
- (2) 死亡したとき。

(利用施設及び利用期間)

第7条 利用施設は、町が指定した町内温泉施設とする。

2 利用券の有効期限は、交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(利用券の利用方法)

第8条 利用対象児童が、前条に規定する施設を利用するときは、当該施設に対して

利用券1枚を提出しなければならない。

2 利用券は、利用対象児童本人以外の者は使用することができない。

3 前2項に定めるもののほか、施設の利用については当該施設の定めるところによるものとする。

(利用料金の精算方法)

第9条 利用券の使用に係る利用料金（以下「町負担利用料金」という。）は、町が負担するものとし、利用施設の管理者は使用済みの利用券を添えて町負担利用料金を町長に請求するものとする。

(利用券譲渡等の禁止)

第10条 申請者を通じて利用券の交付を受けた利用対象児童は、利用券を他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(町負担利用料金の返還等)

第11条 町長は、偽りその他不正な行為により利用券を使用し、又は町負担利用料金を受けた者があるときは、その者から町が支払った当該町負担利用料金の全額を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(利用対象児童の特例)

2 第2条に規定する利用対象児童については、令和4年度に限り、小学6年生を含むものとする。

別記様式（第4条関係）

新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付申請書

年 月 日

新温泉町長 様

住所
小学校名
学校長又は保護者氏名

新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付要綱第4条の規定に基づき、利用券の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

利用対象児童氏名 _____

- ※学校長が申請する場合は利用対象児童氏名欄に「別紙のとおり」と記載し、利用対象児童の名簿を添付するものとする。
- ※町外の小学校に通学する利用対象児童の保護者が申請する場合は、在学が確認できる書類を添付するものとする。